

独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令について

平成31年4月
特 許 庁

1. 概要

(1) 改正の経緯

平成29年9月に「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」（以下、「基本的な指針」という。）が策定された。この基本的な指針では、PDCAサイクルの強化や法人の自律的なマネジメントのためには、独立行政法人の特性等を踏まえた情報提供（非財務情報の提供、将来情報の提供）が重要であること、独立行政法人の財政状態や運営状況をよりの確に示す情報提供（行政コストの提供）が重要であることが示された。

基本的な指針を踏まえ、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第38条第2項に基づく事業報告書のあり方や、独立行政法人会計基準について、独立行政法人評価制度委員会において検討が行われ、平成30年9月に、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」が設定されるとともに、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成12年2月16日設定）の改訂が行われた。

(2) 改正の概要

上述の改正経緯を踏まえ、以下の2点について、「独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成13年経済産業省令第102号。以下「INPIT財会省令」という。）」を改正する。

- ①独立行政法人会計基準改訂により、財務諸表の体系が変更されたことに伴う改正。
- ②「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」の設定により、事業報告書について、独立行政法人の業務運営の状況の全体像を簡潔に説明するものとするのとされたことに伴う改正。

2. 具体的な改正の内容

(1) 財務諸表（INPIT財会省令第10条）

独立行政法人は、通則法第38条第1項の規定により、毎事業年度、財務諸表を作成し、主務大臣に提出・承認を受けることとされている。

※①貸借対照表、②損益計算書、③利益の処分又は損失の処理に関する書類④主務省令で定める書類、⑤①～④の附属明細書

今回、独立行政法人会計基準の改訂による財務諸表の体系変更を踏まえ、上記④で定める書類として、「行政コスト計算書」及び「純資産変動計算書」を追加し、「行政サービス実施コスト計算書」を削除する。

(2) 事業報告書の作成（INPIT財会省令第10条の2）

独立行政法人通則法第38条第2項の規定により、独立行政法人が財務諸表を主務大臣に提出する際には、主務省令で定めるところにより作成した事業報告

書を添付することとされている。

今回、この事業報告書の記載事項が変更されたことを踏まえ、主務省令（INPIT 財会省令）において、「理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略」等の記載事項の追加等を行う。

また、これまで中期計画に記載されたセグメント（情報・研修館を構成する一定の単位）ごとの予算の見積もりと実績に係る資料の提出を求めていたが、決算報告書を参照すれば足りることとされたことから、第3項を削除する。

以上